



— ひとりで悩んでいませんか。まわりに困っている人はいませんか。 —

そんなときは、まわりの大人の人に相談しましょう。ちっとも恥ずかしいことではありません。逆に勇気のいることなのです。自分の弱みを他人にさらすことです。だからといって自分の考えだけで早急に判断しないでください。少しだけ勇気を持って大人に相談しましょう。そして、もしまわりに相談できる大人がいないときは、下記の相談窓口に連絡をとりましょう。いっしょに考えてくれます。

相談窓口

全 般

- **大東市教育委員会 指導・人権教育課** ※回答は後日になります。
072-870-9104 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 j_kyoiku@city.daito.lg.jp
- **大東市 福祉・子ども部子ども室 家庭児童相談室**
072-875-8101 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分
- **大東市教育相談室** ホームページに相談メールフォームがあります。 ※回答は後日になります。
072-874-8785 5・6・9・10・11・12月⇒水・金曜日 午前10時～午後2時
4・7・8・1・2・3月⇒金曜日 午前10時～午後2時

いじめ・虐待・友だちとの関係などに関すること

- **子ども専用 子どもの悩み相談(大阪府)**
0120-7285-25 フリーダイヤル(通話料無料)

学校生活などに関すること

- **子ども専用 すこやかホットライン(大阪府教育センター)** ※回答は後日になります。
06-6607-7361 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分
sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
- **すこやか教育相談24(大阪府教育センター)**
0120-0-78310 フリーダイヤル(通話料無料)

子どもの人権などに関すること

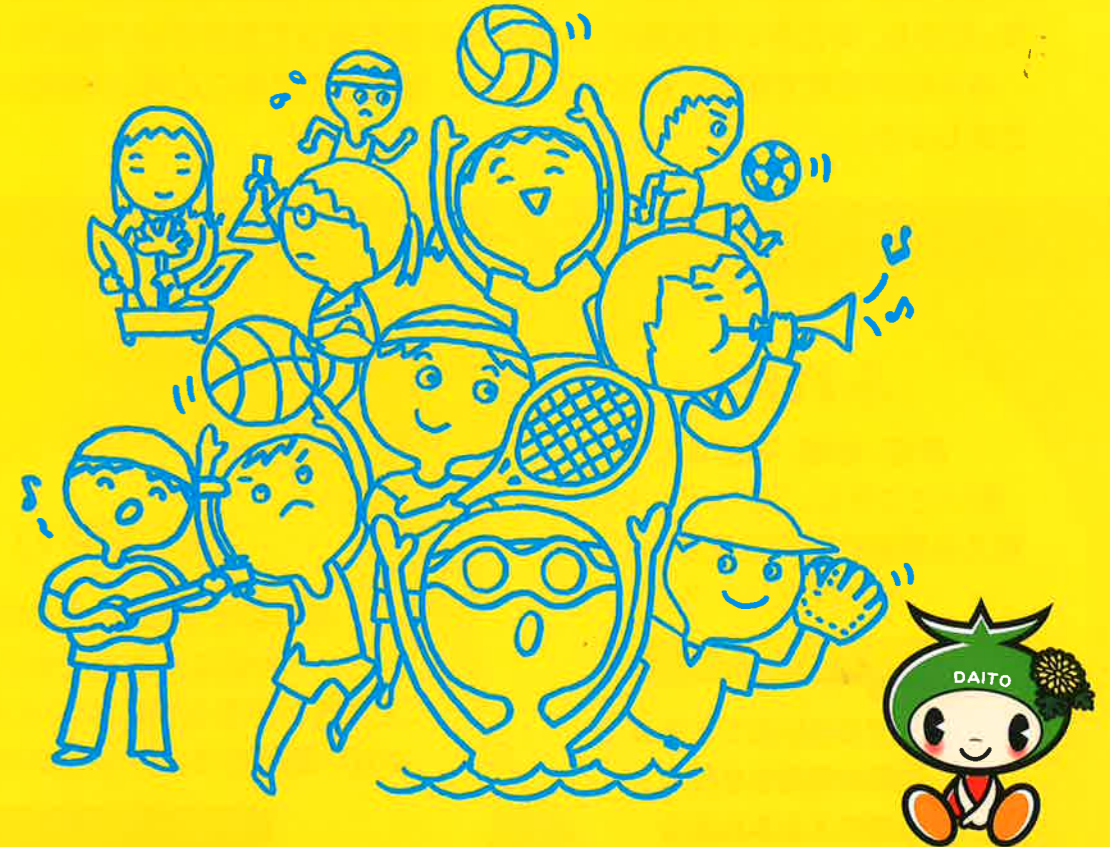
- **子ども人権110番(法務省人権擁護局)**
0120-007-110 フリーダイヤル(通話料無料) 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

犯罪や被害、非行や友だちとの関係などに関すること

- **グリーンライン(大阪府警察本部少年課)**
06-6944-7867 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分
- **四條畷警察署 生活安全課**
072-875-1234 フリーダイヤル(通話料無料)

すべての子どもが **心豊かで健やかに育つために**

大東市子ども基本条例



子どもは社会の宝であり、あなた方一人ひとりには**かけがえのない大切な存在**です。

大東市は、すべての子どもが、笑顔の絶えない元気な「大東っ子」に育ってほしいと願っています。そこで、大人が協力しあい、すべての子どもを心豊かで健やかに**はぐくむために**、あなた方の先輩とともに「**大東市子ども基本条例**」を作りました。

大東市子ども基本条例 前文

子どもは社会の宝です。子どもはあらゆる可能性を持ち、そのエネルギーには限りないものがあります。子どもは、生まれながらにして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を持ち、夢に向かって大きくはばたいていこうとする存在です。

このような子どもをすべての大人は、この上ない愛情をもって守り育て、社会のルールに反したときには、正しい方向に導かねばなりません。そして、子どもに生きることの素晴らしさや、平和な社会を守り発展させていくことの大切さを伝えていかねばなりません。

この条例を制定するに当たって、子どもたちの声を聴きました。子どもたちは、「社会のルールを守らなければならない。」と言いました。子どもたちは、「いじめは間違ったことである。」と言いました。子どもたちは、「みんなが幸せになれる大東市にしてほしい。」と言いました。

大東市は、子どもたちから聴いた声を受け止め、全ての子どもを心豊かで、笑顔の絶えない元気な「大東っ子」に育てることを目標にその実現に全力を尽くします。そして、すべての人が子どもの誕生や成長を喜び、ともに支え合う社会を築くことを宣言して、この条例を定めます。

すべての
子どもへ

あなたは、世界に たったひとりの大切な人です

あなたのまわりにいるすべての人も、世界にたったひとりしかいない大切な人です。だから、おたがいを大切に、みんなが支えあって生きていかなばなりません。みんなが元気で幸せに暮らせるために、自分ができることは、積極的に関わっていきましょう。

子どもの役割

ふれあい

家庭、地域、学校などであいさつをし、「ありがとう」と言える感謝の気持ちを持つことを心がけましょう。

あなたにできること

日常のあいさつをする
感謝の気持ちを持つ
地域の人とふれあう

思いやり

命の尊さを知り、自分自身を大切にするとともに、人を思いやる心を持ち、いじめをせず、お互い助け合うことを心がけましょう。

あなたにできること

いじめを許さない
自分のことと同じように他の人を大切にする
困っている人を見かけたら手を差し伸べる
社会のルールを守り、責任を持って行動する

がんばり

夢を持って努力する気持ちを大切に、考えて行動しましょう。

あなたにできること

自分の夢を考えてみる
いろいろな活動にチャレンジしてみる
あきらめずに最後まで努力する



子どもを支える大人の役割

地域住民・事業者

まちの行事や活動をと
おして、保護者の子育てを
応援します。

保護者

愛情を持って子どもを育て、
家族のふれあいを大切にします。

大東市

子育て、子育てなどを
支援する取り組みを
推進します。

学校など

子ども一人ひとりの
心を豊かにし、
自分の持っている力を
出せるようにします。

保護者、地域住民・事業者、学校、大東市が一体となり
すべての子どもが心豊かで健やかに育つために

保護者の主な役割

- 子どもを愛情深く育てる
- 家族の絆を大切にする
- 社会のルールを守る大切さを教える
- 規則正しい生活リズムを身につけさせる
- 子育ての情報を取り入れ、交流を広げる

地域社会の主な役割

- 子どもが安心して暮らせる地域社会を築く
- 大人が子どもに手本を示す
- 虐待の疑いを感じたら、すぐに連絡し、相談する
- 地域の絆を深める
- 子どもの交流活動の場づくりを行い、大人も一緒に参加する
- 子育てや子育てに関心を持つ
- 子育てをしながら安心して働ける職場環境をつくる

大東市子ども基本条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、すべての子ども（おおむね18歳未満の者をいう。以下同じ。）が心身ともに健やかに育つことができ、すべての人が安心して出産および子育てができるよう、基本的なことについて定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 この条例の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) すべての子どもが、毎日笑顔で生活し、夢に向かって努力できるようにする。
- (2) すべての大人が、子育てを楽しみ、子育てを通して人の温かい心と和を感じとれるようにする。
- (3) すべての子どもと大人が、一つでも多くの喜びを共有することができるようにする。

第2章 大人と子どもの責務

(大人の役割)

第3条 大人は、一人ひとりが、子どもの良い手本となるよう行動しなければならない。

- 2 大人は、互いに協力しながら、子どもを危険なことから守らなければならない。
- 3 大人は、いかなる場合も、子どもを虐待してはならない。
(保護者、地域住民、事業者および学校等の役割)

第4条 **保護者**は、子どもが健やかに成長するように愛情を持って育て、可能な限り子どもと触れ合う機会をもたなければならない。

- 2 **地域住民**および**事業者**は、子どもの育成活動に積極的に協力し、子育てしやすい環境づくりに配慮しなければならない。
- 3 **学校等**は、保護者および地域住民と協力して、子どもの人間性を豊かにし、未来への可能性を開いていくよう積極的に取り組まなければならない。

(子どもの役割)

第5条 子どもは、家庭、地域、学校等において、あいさつをし、「ありがとう」と言える感謝の気持ちを持つことを心掛けなければならない。

- 2 子どもは、命の尊さを知り自分自身を大切にするとともに、人を思いやる心を持ち、いじめをせず、互いに助け合うことを心掛けなければならない。
- 3 子どもは、夢を持って努力する気持ちを大切にし、考えて行動しなければならない。

第3章 行政の基本的政策

(子育てのまちづくり)

第6条 市は、一人ひとりの人権を尊重し、子育てのしやすいまちづくりを行うものとする。

- 2 市は、こどもに多様な活動の場を提供するとともに、社会の一員であることの自覚を促すため、意見を述べることができる仕組みをつくるものとする。

基本理念

家庭、地域、事業者、行政、学校等のすべてが子どもの健やかな育成に責任があることを認識し、お互いが連携し協力して子どもを育成する必要があります。

大人の役割

大人の日常生活の行動が子どもの意識や考え方に大きな影響を与えることを認識し、子どもの人格形成を支援できるよう大人たちに努力することを求めています。

保護者

子育ての第一義的な責任は保護者にあります。家庭における教育が、子どもの成長に大きな役割を担っていることを確認する必要があります。

地域住民

子どもは、家族や友だちだけでなく、地域の人たちとさまざまな関わりの中で育つことが大切です。社会で子育て、子育てを支える意識づくりを進めていくことが大切です。

事業者

市や地域の行事、活動に積極的に協力するとともに、企業で働く保護者が、子どもとの関わりを深めることができるよう配慮することが必要です。

学校等

子どもがよりよく生きるために、豊かな人間性をはぐくみ、子どもの持っている力を出せるようにすることが必要です。また、家庭や地域の人々と協力し、支援していくことも必要です。

まちづくり

子どもが健やかに育つよう、さまざまな施策に取り組みます。また、家庭や学校、地域住民など、みんなで子どもを育てることができるよう支援します。

(子育て・子育て支援)

第7条 市は、子どもを育てる保護者の負担を軽減するための施策を実施するものとする。

- 2 市は、子どもの健康を保持し、増進させるための施策を実施するものとする。
- 3 市は、子どもの育成に関する相談体制の充実に努めるものとする。
- 4 市は、関係機関と連携し、悩みを抱える子どもが立ち直ることを支援し、自殺などの深刻な状態に陥ることを防止するため、相談体制の整備および居場所づくり等の必要な措置を講じるものとする。

(いじめへの対応)

第8条 市は、**いじめ**の早期発見に努め、子どもの立場に立った適切な措置を行なうとともに、いじめを防止する仕組みをつくるものとする。

(虐待への対応)

第9条 市は、**虐待**の予防および早期発見に努め、子どもの立場に立った適切な措置を行うとともに、解決に至るまでの仕組みをつくるものとする。

(生活の安全確保)

第10条 市は、**関係機関および地域住民と連携**し、こどもの**犯罪被害**を未然に防止する施策を行うとともに、子どもに危険を回避する行動を身に付けさせるものとする。

- 2 市は、子どもが犯罪被害を受けた場合は、その子どもおよび家庭を支援するものとする。
- 3 市は、関係機関および地域住民と連携し、飲酒、喫煙、薬物等の危険から子どもを守るものとする。

第4章 推進体制等

(推進体制等)

第11条 市は、この条例の施策を効果的に実施するため、推進体制を整備し、計画を策定するとともに、実施した施策の評価を行うものとする。

(意見の反映等)

第12条 市は、この条例を改正する場合は、**市民の意見**を聴くとともに、その反映に努めるものとする。

- 2 市は、この条例の基本理念の内容について市民の理解を深めるよう、**広報等**に努めるものとする。

第5章 補則

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別にさだめる。

付 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

子育て・子育て支援

ゆとりをもって子育てができるよう、地域で親同士が交流できる機会や、さまざまな子育てサービスを実施していくことに努めます。

いじめ

いじめは表面化しないケースが多くあります。いじめを受けた子どもが学校の先生や保護者に相談することを促し、相談できる環境を整えていきます。

虐待

虐待を受けると子どもの将来にとって重大な影響を及ぼします。虐待の予防と早期発見、早期防止の取り組みなどを充実させていきます。

関係機関および地域住民と連携

さまざまな角度から組織的に子どもを見守っていく必要があります。各関係機関等が連携し、ネットワーク化を図ることで情報の伝達をスムーズにしていきます。

犯罪被害

犯罪や災害、交通事故など、さまざまな有害な環境について正しく理解させ、自ら守ることを教えていく必要があります。

市民の意見

条例の改正が必要な場合は、市民会議を設置するなど、市民の声や意見をしっかりと聞いていきます。

広報等

条例は作成した後、どう生かしていくかが重要です。広報活動に取り組み、成果を市民に広く伝えていきます。

すべての子どもが心豊かで健やかに育つための条例です

